

自営業者における被扶養者認定の収入等の考え方について

慶應義塾健康保険組合

給与所得者は総収入額であり、自営業者の場合は、収入総額からその事業を営むための直接的な必要経費(※)を差し引いた残りの額が収入額と考えます。そのため、自営業者の収入については、市区町村で交付した所得証明書では判断ができないため、確定申告書類等の提出を求め判断します。

なお、被扶養者認定における年間収入は所得税法上の所得とは一致せず、確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありません。

(※)直接的な必要経費とは、その費用なしには事業が成り立たない経費(例えば、製造業における原材料、卸売業における仕入れ代)であり、それ以外の経費は、年間総収入から差し引くことはできません。

【経費の種類】

科目(所得税法)	可否	科目(所得税法)	可否
売上(仕入)原価	○	消耗品費	△
租税公課	×	減価償却費	×
荷造運賃	△	福利厚生費	×
水道光熱費	△	給与賃金	×
旅費交通費	×	外注工賃	○
通信費	△	利子割引料	×
広告宣伝費	×	地代家賃	△
接待交際費	×	貸倒金	×
損害保険料	×	雑費	×
修繕費	△		

【表の見方】

「○」…直接的な必要経費として認められる経費

「△」…事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、事業所負担分と自宅負担分が明確にできる書類を提出された場合。ただし、直接的な必要経費として認められるのは50%です。

「×」…直接的な必要経費として認められない経費

※ 認定可否が「△」となっている経費は、経費の内訳がわかる書類を必ず添付してください。

※ 必要に応じて、該当する経費の裏づけとなる資料のご提出を求める場合があります。

(2018.6)